

伐採及び伐採後の造林の届出書

年　月　日

(あて先) 小矢部市長

住 所

届出人氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

小矢部市 大字	字	地番	番地
---------	---	----	----

2 伐採の計画

伐採面積	ha		
主伐(皆伐)			
伐採方法	主伐(択伐)	伐採率	%
間伐	伐採率		%
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			

3 伐採後の造林の計画

(1)造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし

(2)造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3)伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかもつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齡林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 8 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 9 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 10 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 11 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 12 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 13 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 15 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

- ※ 伐採の届け出をされる方は、次の伐採届出人としての権利・権限の種類及びこの届出書の内容についての連絡先についても記入してください。
(該当する項目（1又は2）に○をつけるとともに、必要事項について記入してください。)

1 森林所有者である場合

電話番号 _____

2 森林所有者でない場合 (地権者等に確認の連絡をする場合があります。)

(1) その関係は

- ア 立木を買い受けている
イ 立木の伐採を受託している
ウ 伐採の委任を受けている
エ その他 (_____)

(2) 森林所有者は

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(3) 届出人の連絡先 (書類に関する問合せ先を記入してください)

電話番号 _____

担当者名、その他

※伐採を行うにあたり、森林の所在場所において関係する法令があればご記入ください。
(任意)

法令名、許可日（見込）等

《注意》伐採ができるのは、届出日より30日～90日後です。

添付書類 可能であればA3またはA4サイズだと助かります。(任意)

次のいずれかの図面を添付して提出願います。

- 1 位置図・求積図(住宅地図の写し等 1/2500～1/5000程度)
- 2 届出者を証する書類 例)個人:免許証 法人:登記事項証明書
- 3 伐採に関する他の行政庁の許可、認可、その他処分を証する書類
- 4 届出の対象となる土地の登記事項証明書
- 5 対象となる土地に隣接する土地の所有者と境界確認を行ったことを証する書類
- 6 計画(利用)平面図 (地域森林区域を記入してください)